

外国税額控除額の計算書

被相続人

第8表
(平成31年1月分以降用)

1 外国税額控除 (この表は、課税される財産のうち外国にあるものがあり、その財産について外国において日本の相続税に相当する税が課税されている場合に記入します。)

外国で相続税に相当する税を課せられた人の氏名	外国の法令により課せられた税		③ ①の日現在における邦貨換算率	④ 邦貨換算税額 (②×③)	⑤ 邦貨換算在外純財産の価額	⑥ ⑤の金額取得財産の価額の割合	⑦ 相次相続控除後の税額×⑥	⑧ 控除額 (④と⑦のうちいずれか少ない方の金額)
	国名及び税の名称	② 納期限(年月日) 税額						
		..			円			円
		..						
		..						
		..						
		..						
		..						

(注) 1 ⑤欄は、在外財産の価額(被相続人から相続開始の年に暦年課税に係る贈与によって取得した財産及び相続時精算課税適用財産の価額を含みます。)からその財産についての債務の金額を控除した価額を記入します。
2 ⑥欄の「取得財産の価額」は、第1表の④欄の金額と被相続人から相続開始の年に暦年課税に係る贈与によって取得した財産の価額の合計額によります。
3 各人の⑧欄の金額を第1表のその人の「外国税額控除額⑦」欄に転記します。

2 農地等納税猶予税額 (この表は、農業相続人について該当する金額を記入します。)

農業相続人の氏名			
納税猶予の基となる税額 (第3表の各農業相続人の⑫の金額)	①	円	円
相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額 (第4表⑦×第3表の各農業相続人の⑬の金額)	②		
納上税の税額控除額の計 (第1表の各農業相続人の⑬+⑭の金額)	③		
第3表⑨の各農業相続人の算出税額	④		
相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額 (第4表⑦×第3表の各農業相続人の⑬の金額)	⑤		
計の金額 (③-(④+⑤)) (赤字のときは0)	⑥		
農地等納税猶予税額 (①+②-⑥) (100円未満切捨て、赤字のときは0)	⑦	00	00

(注) 各人の⑦欄の金額を第8表のその人の「農地等納税猶予税額①」欄に転記します。なお、その人が、他の相続税の納税猶予等の適用を受ける場合は、第8表の⑦欄の金額を第8表のその人の「農地等納税猶予税額①」欄に転記します。

この明細書は特例対象非上場株式等に係る会社1社ごとに作成します。なお、その会社に係る特例経営承継相続人等が2人以上いる場合には、特例経営承継相続人等ごとに作成します。

非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例の適用を受ける特例対象非上場株式等の明細書（特例措置用）

この明細書は、「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第70条の7の6）」の適用を受ける特例対象非上場株式等について、その明細を記入します。この明細書の記入に際しては、裏面にご注意ください。

被相続人	
特例経営承継相続人等	

第8の2の2表の付表1（平成31年1月分以降用）

1 特例対象非上場株式等に係る会社

① 会社名		⑧ 特例承継計画の提出及び確認の状況	提出年月日	年 月 日
② 会社の整理番号（会社の所轄税務署名）	(署)		確認年月日	年 月 日
③ 事業種目			確認番号	
④ 相続開始の時点における資本金の額	円	⑨ 円滑化法の認定の状況	認定年月日	年 月 日
⑤ 相続開始の時点における資本準備金の額	円		認定番号	
⑥ 相続開始の時点における従業員数	人			
⑦ 相続開始の日から5か月後における特例経営承継相続人等の役職名		⑩ 会社又はその会社の特別関係会社であってその会社との間に支配関係がある法人が保有する外国会社等の株式等の有無	有	無

2 特例対象非上場株式等の明細

① 相続開始の時点における発行済株式等の総数等	株・口・円	② 被相続人から相続又は遺贈により取得した株式等の数等	株・口・円	③ ②のうち、特例の適用を受ける株式等の数等	株・口・円	④ 1株(口・円)当たりの価額(裏面の2(2)参照)	円	⑤ 価額(③×④)	円
								A	

3 最初の非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例等の適用に関する事項

この欄は、特例経営承継相続人等が、その相続開始前に贈与又は相続等により取得した上記1の特例対象非上場株式等に係る会社の非上場株式等について、「非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第70条の7の5）」又は「非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例（同法第70条の7の6）」の規定の適用を受けている場合又は受けようとしている場合において、最初のその贈与又は相続等によるその会社の非上場株式等の取得に関する事項等について記入します。

① 取得の原因	② 取得年月日	③ 申告した税務署名	④ 贈与者又は被相続人の氏名
贈与・相続等	年 月 日	署	

4 会社が現物出資又は贈与により取得した資産の明細書

この明細書は、租税特別措置法施行規則第23条の12の3第16項第8号の規定に基づき、会社が相続開始前3年以内に特例経営承継相続人等及び特例経営承継相続人等と特別の関係がある者（裏面の「4（1）」参照）から現物出資又は贈与により取得した資産の価額（裏面の「4（2）」参照）等について記入します。なお、この明細書によらず会社が別途作成しその内容を証明した書類を添付しても差し支えありません。

取得年月日	種類	細目	利用区分	所在場所等	数量	① 価額	出資者・贈与者の氏名・名称
・						円	
・							
・							
・							
② 現物出資又は贈与により取得した資産の価額の合計額（①の合計額）							
③ 会社の全ての資産の価額の合計額（②の金額を含みます。）							
④ 現物出資等資産の保有割合（ $\frac{\text{②}}{\text{③}}$ ）							%

上記の明細の内容に相違ありません。 令和 年 月 日

※の項目は記入する必要がありません。

所在地 _____
 会社名 _____
 代表者氏名 _____ 印

※税務署整理欄	法人管轄番号	—	入力	確認		
---------	--------	---	----	----	--	--

この内訳書は、相続税の納税猶予の適用を受ける人がいる場合に作成します（相続税の納税猶予の適用を受ける場合に作成する申告書については、75ページの(3)をご確認ください。）。この内訳書で計算した合計欄の金額を第1表の「納税猶予税額②」欄に転記します。

相続税の納税猶予の適用を受ける人以外の人は記入を要しません。

納税猶予税額の内訳書

F D 3 5 7 1

第8の8表（平成31年1月分以降用）

		被相続人	
(単位は円)			
この内訳書は、次の相続税の特例の適用を受ける人が第1表の「納税猶予税額②」欄に記載する金額の計算のために使用します。			
1 農地等についての納税猶予及び免除等（租税特別措置法第70条の6第1項）			
2 非上場株式会社等についての納税猶予及び免除（租税特別措置法第70条の7の2第1項又は第70条の7の4第1項）			
3 非上場株式会社等についての納税猶予及び免除の特例（租税特別措置法第70条の7の6第1項又は第70条の7の8第1項）			
4 山林についての納税猶予及び免除（租税特別措置法第70条の6の6第1項）			
5 医療法人の持分についての納税猶予及び免除（租税特別措置法第70条の7の12第1項）			
6 特定の美術品についての納税猶予及び免除（租税特別措置法第70条の6の7第1項）			
7 個人の事業用資産についての納税猶予及び免除（租税特別措置法第70条の6の10第1項）			
		(氏名)	(氏名)
※ 整理番号		<input type="text"/>	<input type="text"/>
農地等納税猶予税額 (第8表2⑦)	①	<input type="text"/>	<input type="text"/>
株式等納税猶予税額 (第8の2表2A)	②	<input type="text"/>	<input type="text"/>
特例株式等納税猶予税額 (第8の2の2表2A)	③	<input type="text"/>	<input type="text"/>
山林納税猶予税額 (第8の3表2⑧)	④	<input type="text"/>	<input type="text"/>
医療法人持分納税猶予税額 (第8の4表2A)	⑤	<input type="text"/>	<input type="text"/>
美術品納税猶予税額 (第8の5表2A)	⑥	<input type="text"/>	<input type="text"/>
事業用資産納税猶予税額 (第8の6表2A)	⑦	<input type="text"/>	<input type="text"/>
合計 (①+②+③+④+⑤+⑥+⑦)	⑧	<input type="text"/>	<input type="text"/>
		(氏名)	(氏名)
※ 整理番号		<input type="text"/>	<input type="text"/>
農地等納税猶予税額 (第8表2⑦)	①	<input type="text"/>	<input type="text"/>
株式等納税猶予税額 (第8の2表2A)	②	<input type="text"/>	<input type="text"/>
特例株式等納税猶予税額 (第8の2の2表2A)	③	<input type="text"/>	<input type="text"/>
山林納税猶予税額 (第8の3表2⑧)	④	<input type="text"/>	<input type="text"/>
医療法人持分納税猶予税額 (第8の4表2A)	⑤	<input type="text"/>	<input type="text"/>
美術品納税猶予税額 (第8の5表2A)	⑥	<input type="text"/>	<input type="text"/>
事業用資産納税猶予税額 (第8の6表2A)	⑦	<input type="text"/>	<input type="text"/>
合計 (①+②+③+④+⑤+⑥+⑦)	⑧	<input type="text"/>	<input type="text"/>
(注) 1 上記1～7の特例又は医療法人の持分についての相続税の税額控除（租税特別措置法第70条の7の13第1項）のうち2以上の特例の適用を受ける人がいる場合は、その人の①～⑦欄には、第8の7表の「3 納税猶予税額等」のうち①～⑦欄に対応する欄の金額を転記します。 2 各人の⑧欄の金額を第1表のその人の「納税猶予税額②」欄に転記します。			
※ 事務整理欄	申告区分	年分	名簿番号
			申告年月日
			グループ番号

○この申告書は機械で読み取りますので、黒ボールペンで記入してください。

※の項目は記入する必要があります。

生命保険金などの明細書

被相続人

国税 太郎

第9表 (平成21年4月分以降用)

1 相続や遺贈によって取得したものとみなされる保険金など

この表は、相続人やその他の人が被相続人から相続や遺贈によって取得したものとみなされる生命保険金、損害保険契約の死亡保険金及び特定の生命共済金などを受け取った場合に、その受取金額などを記入します。

保険会社等の所在地	保険会社等の名称	受取年月日	受取金額	受取人の氏名
千代田区〇〇2丁目×番	〇〇生命保険(相)	2・7・6	29,629,483 ^円	国税 一郎
千代田区〇〇2丁目×番	〇〇生命保険(相)	2・7・6	5,000,000	国税 一郎
千代田区〇〇1丁目×番	××生命保険(相)	2・7・13	10,000,000	国税 一郎
中央区〇〇2丁目×番	△△生命保険(相)	2・8・7	20,000,000	税務 幸子
中央区〇〇1丁目×番	(株)〇〇生命保険	2・9・4	10,768,125	税務 幸子

(注) 1 相続人(相続の放棄をした人を除きます。以下同じです。)が受け取った保険金などのうち一定の金額は非課税となりますので、その人は、次の2の該当欄に非課税となる金額と課税される金額とを記入します。
 2 相続人以外の方が受け取った保険金などについては、非課税となる金額はありませんので、その人は、その受け取った金額そのままを第11表の「財産の明細」の「価額」の欄に転記します。
 3 相続時精算課税適用財産は含まれません。

2 課税される金額の計算

この表は、被相続人の死亡によって相続人が生命保険金などを受け取った場合に、記入します。

保険金の非課税限度額	〔第2表の(A)の法定相続人の数〕 (500万円 × <input type="text" value="3人"/> により計算した金額を右の(A)に記入します。)		(A) 円 15,000,000
保険金などを 受け取った 相続人の氏名	① 受け取った 保険金など の金額	② 非課税金額 $(A \times \frac{\text{各人の①}}{B})$	③ 課税金額 (①-②)
国税 一郎	44,629,483 ^円	8,878,826 ^円	35,750,657 ^円
税務 幸子	30,768,125	6,121,174	24,646,951
合計	① 75,397,608	15,000,000	60,397,608

(注) 1 ①の金額が②の金額より少ないときは、各相続人の①欄の金額がそのまま②欄の非課税金額となりますので、③欄の課税金額は0となります。
 2 ③欄の金額を第11表の「財産の明細」の「価額」欄に転記します。

第9表(令2.7)

(資4-20-10-A4統一)

相続の放棄をした人や相続権を失った人は除かれます。

退職手当金などの明細書

被相続人

国税 太郎

第10表
(平成21年4月分以降用)

1 相続や遺贈によって取得したものとみなされる退職手当金など

この表は、相続人やその他の人が被相続人から相続や遺贈によって取得したものとみなされる退職手当金、功労金、退職給付金などを受け取った場合に、その受取金額などを記入します。

勤務先会社等の所在地	勤務先会社等の名称	受取年月日	退職手当金などの名称	受取金額	受取人の氏名
文京区〇〇 1丁目3番5号	〇〇商事(株)	2・7・6	退職金	40,000,000 ^円	国税 花子
文京区〇〇 1丁目3番5号	〇〇商事(株)	2・7・6	功労金	5,000,000	国税 花子
		・ ・			
		・ ・			
		・ ・			

(注) 1 相続人(相続の放棄をした人を除きます。以下同じです。)が受け取った退職手当金などのうち一定の金額は非課税となりますので、その人は、次の2の該当欄に非課税となる金額と課税される金額とを記入します。
2 相続人以外の人を受け取った退職手当金などについては、非課税となる金額はありませんので、その人は、その受け取った金額そのままを第11表の「財産の明細」の「価額」の欄に転記します。

2 課税される金額の計算

この表は、被相続人の死亡によって相続人が退職手当金などを受け取った場合に、記入します。

退職手当金などの非課税限度額	〔第2表の④の〕 〔法定相続人の数〕 (500万円× 3人)により計算した金額を右の④に記入します。		④ 円 15,000,000
退職手当金などを 受け取った 相続人の氏名	① 受け取った 退職手当金 などの金額	② 非課税金額 各人の① ($\frac{\text{④} \times \text{①}}{\text{③}}$)	③ 課税金額 (①-②)
国税 花子	45,000,000 ^円	15,000,000 ^円	30,000,000 ^円
合計	⑤ 45,000,000	15,000,000	30,000,000

(注) 1 ⑤の金額が④の金額より少ないときは、各相続人の①欄の金額がそのまま②欄の非課税金額となりますので、③欄の課税金額は0となります。
2 ③欄の金額を第11表の「財産の明細」の「価額」欄に転記します。

第10表(令2.7)

(資4-20-11-A4統一)

相続の放棄をした人や相続権を失った人は除かれます。

遺産の全部又は一部について分割がされている場合には、分割の日を記入してください。

遺産の分割の状況に応じて該当する数字に○を付けてください。

相続税がかかる財産の明細書

(相続時精算課税適用財産を除きます。)

被相続人 国税 太郎

○相続時精算課税適用財産の明細については、この表によらず第11の2表に記載します。

各欄の記入に当たっては、106ページ「申告書第11表の取得した財産の種類、細目、利用区分、銘柄等の記載要領」によります。

遺産の分割状況		区 分	① 全 部 分 割	2 一 部 分 割	3 全 部 未 分 割			
		分 割 の 日	2・8・16	・	・			
遺産の明細								
種類	細目	利用区分、銘柄等	所在場所等	数量	単価	価額	分割が確定した財産	
				固定資産税評価価額	倍		取得した人の氏名	取得財産の価額
土地	宅地	自用(居住用)	春日部市〇〇〇3丁目5番16号	165.00㎡	円 (11-11の2表の付表1のとおり)	12,870,000	国税 花子	(持分1/2) 6,435,000
							国税 一郎	(持分1/2) 6,435,000
土地	宅地	貸家建付地	春日部市〇〇〇3丁目5番17号	150.00㎡	(11-11の2表の付表1のとおり)	30,810,000	国税 花子	30,810,000
土地	宅地	貸家建付地	文京区〇〇1丁目3番5号	150.00㎡	236,340	35,451,000	国税 花子	35,451,000
土地	宅地	自用(未利用地)	春日部市〇〇〇2丁目3番4号	150.00㎡	280,000	42,000,000	国税 花子	(持分2/3) 28,000,000
							税務 幸子	(持分1/3) 14,000,000
土地	宅地	貸家建付地	春日部市〇〇1丁目1番	1,125.00㎡	237,500 (持分 6,144/192,000)	8,550,000	税務 幸子	8,550,000
	(小計)					(129,681,000)		
土地	山林	普通山林	〇〇県〇〇郡〇〇町〇〇13番2	30,000.00㎡ 241,140	15	3,617,100	国税 一郎	3,617,100
	(小計)					(3,617,100)		
[計]						[133,298,100]		
家屋等	家屋等	自用家屋(鉄コ2・居宅)	春日部市〇〇〇3丁目5番16号	120.00㎡ 3,874,960	1.0	3,874,960	国税 花子	3,874,960
家屋等	家屋等	貸家(鉄コ2・店舗)	春日部市〇〇〇3丁目5番17号	93.00㎡ 3,389,270	0.7	2,372,489	国税 花子	2,372,489
家屋等	家屋等	貸家(鉄コ3・店舗)	文京区〇〇1丁目3番5号	184.50㎡ 8,548,002	0.7	5,983,601	国税 花子	5,983,601
家屋等	家屋等	貸家(鉄コ10・居宅)	春日部市〇〇1丁目1番(101号)	72.50㎡ 17,207,000	0.7	12,044,900	税務 幸子	12,044,900
合計表	財産を取得した人の氏名		(各人の合計)					
	分割財産の価額	①	円	円	円	円	円	円
	未分割財産の価額	②						
	各人の取得財産の価額(①+②)	③						

第11表(令2.7)

(資4-20-12-1-A4統一)

この表は、相続や遺贈によって取得した財産及び相続や遺贈によって取得したものとみなされる財産のうち、相続税のかかるものについての明細を記入します。

第11表(令和2年4月分以降用)

(注) 1 「合計表」の各人の③欄の金額を第1表のその人の「取得財産の価額①」欄に転記します。

2 「財産の明細」の「価額」欄は、財産の細目、種類ごとに小計及び計を付し、最後に合計を付して、それらの金額を第15表の①から③までの該当欄に転記します。

相続税がかかる財産の明細書

(相続時精算課税適用財産を除きます。)

被相続人

国税 太郎

第11表
(令和2年4月分以降用)

○相続時精算課税適用財産の明細については、この表によらず第11の2表に記載します。

遺産の分割状況		区分	1 全部分割	2 一部分割	3 全部未分割	分割が確定した財産	
		分割の日				取得した人の氏名	取得財産の価額
この表は、相続や遺贈によって取得した財産及び相続や遺贈によって取得したものとみなされる財産のうち、相続税のかかるものについての明細を記入します。							
財産の明細		分割が確定した財産					
種類	細目	利用区分、銘柄等	所在場所等	数量 単価 倍率	価額	取得した人の氏名	取得財産の価額
[計]					[24,275,950]		
有価証券	特定同族会社の株式(配当還元方式)	株〇〇	春日部市〇〇3丁目×番×号	1,000株 50	50,000	国税 花子	50,000
	(小計)				(50,000)		
有価証券	特定同族会社の株式(その他の方式)	〇〇商事(株)	文京区〇〇1丁目3番5号	5,000株 13,800	69,000,000	国税 花子	69,000,000
	(小計)				(69,000,000)		
有価証券	上記以外の株式	〇〇建設株	△△証券 春日部支店	10,000株 783 (東証)	7,830,000	国税 花子	7,830,000
有価証券	上記以外の株式	〇〇石油(株)	△△証券 春日部支店	5,000株 719 (東証)	3,595,000	国税 一郎	3,595,000
有価証券	上記以外の株式	〇〇電鉄(株)	△△証券 春日部支店	10,000株 556 (東証)	5,560,000	国税 一郎	5,560,000
有価証券	上記以外の株式	〇〇電力(株)	△△証券 春日部支店	5,000株 2,820 (名証)	14,100,000	税務 幸子	14,100,000
	(小計)				(31,085,000)		
有価証券	公債	10年利付国債第×××回	△△証券 春日部支店		3,158,700	税務 幸子	3,158,700
有価証券	社債	一般事業債〇〇第×回第×号	△△証券 春日部支店		3,432,000	税務 幸子	3,432,000
	(小計)				(6,590,700)		
有価証券	証券投資信託の受益証券	〇〇投資 〇〇ファンド	△△証券 春日部支店	200口 8,310	1,662,000	税務 幸子	1,662,000
有価証券	貸付信託の受益証券	〇〇信託銀行 貸付信託〇号〇回	〇〇信託銀行 △△支店		5,240,700	国税 一郎	5,240,700
合計	財産を取得した人の氏名	(各人の合計)					
計	分割財産の価額 ①	円	円	円	円	円	円
表	未分割財産の価額 ②						
	各人の取得財産の価額(①+②) ③						

(注) 1 「合計表」の各人の③欄の金額を第1表のその人の「取得財産の価額①」欄に転記します。
2 「財産の明細」の「価額」欄は、財産の細目、種類ごとに小計及び計を付し、最後に合計を付して、それらの金額を第15表の①から③までの該当欄に転記します。

相続税がかかる財産の明細書

(相続時精算課税適用財産を除きます。)

被相続人

国税 太郎

第11表
(令和2年4月分以降用)

○相続時精算課税適用財産の明細については、この表によらず第11の2表に記載します。

遺産の分割状況		区分	1 全部分割	2 一部分割	3 全部未分割				
		分割の日							
財産の明細									
種類	細目	利用区分、 銘柄等	所在場所等	数量		単価 数	価額	分割が確定した財産	
				固定資産税 評価額	倍			取得した人の 氏名	取得財産の 価額
	(小計)						円		円
	[計]						円		円
現金預貯金等	現金預貯金等	現金	春日部市〇〇〇 3丁目5番16号				円	450,000	国税 花子 450,000
現金預貯金等	現金預貯金等	普通預金	〇〇銀行 〇〇支店					2,344,900	国税 花子 2,344,900
現金預貯金等	現金預貯金等	定期預金	〇〇銀行 〇〇支店					38,113,910	国税 一郎 38,113,910
現金預貯金等	現金預貯金等	定期預金	〇〇銀行 〇〇支店					21,609,700	国税 花子 21,609,700
現金預貯金等	現金預貯金等	普通預金	××銀行 ××支店					3,676,701	国税 一郎 3,676,701
現金預貯金等	現金預貯金等	定期預金	××銀行 ××支店					31,084,132	税務 幸子 31,084,132
現金預貯金等	現金預貯金等	普通預金	Bank of 〇〇 ×× Branch	\$20,800	105			2,184,000	国税 花子 2,184,000
	[計]							円	円
家庭用財産	家庭用財産	家具等一式	春日部市〇〇〇 3丁目5番16号					2,500,000	国税 花子 2,500,000
	[計]							円	円
その他の財産	生命保険金等							35,750,657	国税 一郎 35,750,657
その他の財産	生命保険金等							24,646,951	税務 幸子 24,646,951
	(小計)							円	円
合計表	財産を取得した人の氏名		(各人の合計)						
	分割財産の価額	①	円	円	円	円	円	円	円
	未分割財産の価額	②							
	各人の取得財産の 価額 (①+②)	③							

第11表(令2.7)

(資4-20-12-1-A4統一)

相続税がかかる財産の明細書

(相続時精算課税適用財産を除きます。)

被相続人

国税 太郎

第11表
(令和2年4月以降用)

○相続時精算課税適用財産の明細については、この表によらず第11の2表に記載します。

遺産の分割状況		区 分	1 全部分割	2 一部分割	3 全部未分割	分割が確定した財産		
		分割の日	.	.	.	取得した人の氏名	取得財産の価額	
財 産 の 明 細								
種類	細目	利用区分、 銘柄等	所在場所等	数量 固定資産税 評価額	単価 倍 数	価額	取得した人の氏名	取得財産の価額
その他の財産	退職手当金等					円 30,000,000	国税 花子	円 30,000,000
	(小計)					(30,000,000)		
その他の財産	立木	ひのき 65年生	〇〇県〇〇郡 〇〇町〇〇13番2	3ha	1,011,000 0.85	2,578,050	国税 一郎	2,578,050
	(小計)					(2,578,050)		
その他の財産	その他	ゴルフ会員権 (〇〇カントリークラブ)	春日部市〇〇〇 3丁目5番16号			24,500,000	国税 一郎	24,500,000
その他の財産	その他	未収家賃 (〇〇商事株)	文京区〇〇 1丁目3番5号			538,350	国税 花子	538,350
その他の財産	その他	絵画 (〇〇作xx他)	春日部市〇〇〇 3丁目5番16号	3点	(別紙のとおり)	7,212,350	国税 花子	7,212,350
	(小計)					(32,250,700)		
	[計]					[125,226,358]		
	[合計]					[498,392,151]		
合計		財産を取得した人の氏名	(各人の合計)	国税 花子	国税 一郎	税務 幸子		
合 計 表	分割財産の価額 ①		円 498,392,151	円 256,646,350	円 129,067,118	円 112,678,683	円	円
	未分割財産の価額 ②							
	各人の取得財産の価額 (①+②) ③		498,392,151	256,646,350	129,067,118	112,678,683		

相続人及び包括受遺者の取得した立木については、時価の85%相当額で評価することとなっていますので、この欄に0.85と記入します。
なお、「特定計画山林の特例」の適用を受ける場合には、時価の85%相当額で評価した価額を第11・11の2表の付表4の1の①に記入します。

未分割財産の価額の合計額を各相続人が相続分(寄与分を除きます。)に応じて取得するとして計算される金額を記入します。

第11表(令2.7)

(資4-20-12-1-A4統一)